

平成 28 年度生活衛生関係営業対策事業費補助金
事後評価講評

生活衛生関係営業対策事業費補助金審査・評価会

- 平成 29 年 4 月 21 日に開催された第 28 回「生活衛生関係営業対策事業費補助金審査・評価会（以下、「審査・評価会」という。）」において、平成 28 年度生活衛生関係営業対策事業費補助金の 100 件の事業（うち団体提案型事業 2 件、団体提案型事業/生活衛生関係営業地域活性化連携事業 4 件、（公財）全国生活衛生営業指導センター（以下、「全国センター」という。）事業 1 件）に係る事後評価を行った。
- 本補助金は、平成 23 年度より、外部評価の導入を通じた効果測定の検証や PDCA サイクル（Plan（計画）、Do（執行）、Check（評価・検証）、Action（反映））の考え方に立脚して執行され、今回の平成 28 年度事業は、6 か年目の事後評価である。
- 評価対象事業は、全て審査時において審査・評価会として採択することが適当と認めた事業であることから、事業成果（活動指標と成果指標）の考察に力点を置いて評価を行った。
- 本年度の事業は、多くの事業において目標が明確化されており、定量的な成果把握を目的としたアンケート調査を取り入れるなどの効果測定がされていた。しかし、事業の目標を比較的達成が容易な指標に設定して実施するのではなく、より高い事業成果を達成するための適切な指標を設定するとともに、併せて事業内容自体のあり方を検討し、事業を実施する必要がある。評価についても、目標とする指標の妥当性や目標に対する達成率、環境要因を踏まえた成果について考慮した上で次年度以降も引き続き行っていく。
- 事業の性格上、単年度ではその効果の波及が完結するものではないと考えられる事業や、当該年度だけでは目標に対して十分な成果があがっていない事業もある。これらについては、補助事業完了後も当該年度の事業成果を踏まえて今後の中長期的な目標を設定し、次年度以降の事業を行うなど、補助金の効果を最大限有効に活用するような運用が求められる。
- ポスター・パンフレット作成型の事業やイベント型事業、ホームページ作

成事業などは、事業の企画時において効果が一過性にならないよう検討するなど、事業終了後もその目的に対してどのような効果があったかを継続的に把握していく努力が求められる。

その際、活動指標に対する評価を踏まえ、成果指標に対する評価を引き続き考察することで、次年度以降の事業に反映させることが求められる。

- 事業は Plan（計画）、Do（執行）、Check（評価・検証）で完結するものではなく、事業の改善点を明らかにし、より効果的で質の高い事業計画づくりに反映（Action）させることが事後評価の真の目的である。これにより、持続性、安定性の高い仕組みが構築され、効率性の高い事業実施が可能となる。このため、審査・評価会として今回示した論点が平成 29 年度の事業計画の立案に反映されるよう、計画立案の初期段階において全国センターがこれまで以上に積極的に関与するなどフィードバック体制を更に強化していく必要がある。
- なお、生活衛生関係営業は、少子高齢化や人口減少が進展するなかにおいても国民生活との関わりが深く、生活基盤や雇用を支えるなど今後も地域において重要な役割を担い続けることが期待されており、本補助金に基づく事業成果については、引き続き、その成果を広く、国民、社会に還元するとともに、説明責任を果たすことが求められる。
- 最後に、先進的モデル事業とした事業の計画書及び各事業に対する事後評価総評は各一覧のとおりである。